

警察本部の行う会計の監査に関する訓令

平成 16 年 4 月 15 日
本部訓令第 5 号

警察本部の行う会計の監査に関する訓令を次のように定める。

警察本部の行う会計の監査に関する訓令

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、会計経理の適正を期するため、警察本部の行う会計の監査（以下「会計監査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査実施者)

第 2 条 会計監査は、警察本部長が、警察本部の課（課に相当する組織を含む。）警察学校及び警察署（以下「所属」という。）に対して行うものとする。

2 警察本部長は、その指名する職員（以下「指名職員」という。）に会計監査を行わせることができる。

(会計監査実施計画)

第 3 条 警察本部長は、年度開始前に、当該年度の会計監査実施計画（会計の監査に関する規則（平成 16 年茨城県公安委員会規則第 6 号）第 2 条第 1 項に規定する会計監査実施計画をいう。以下同じ。）を作成するものとする。

(会計監査実施計画の変更)

第 4 条 警察本部長は、会計監査を効率的に実施するため特に必要があるときは、会計監査実施計画を変更することができる。

(実施)

第 5 条 警察本部長は、会計監査実施計画に従い、会計監査を行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、警察本部長は、会計経理の適正を期するため特に必要があるときは、その都度、速やかに、会計監査を行うものとする。

(説明の要求等)

第 6 条 指名職員は、会計監査を実施するため必要があるときは、会計監査の対象所属の長に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は指定する日時及び場所に所属職員を出頭させるよう求めることができる。

(実施状況の報告)

第 7 条 警察本部長は、4 月末日までに、前年度に実施した会計監査の状況を取りまとめ、

茨城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に報告するものとする。

- 2 前項に規定する場合のほか、警察本部長は、特に必要があるときは、速やかに、実施した会計監査の状況を公安委員会に報告するものとする。

（会計監査の結果に基づく措置）

第 8 条 警察本部長は、会計監査の結果に基づき、会計経理の取扱いの改善等必要な事項を会計監査の対象所属の長に指示するものとする。

- 2 警察本部長は、前項の指示に基づいて講じられた措置の実施の状況について、会計監査の対象所属の長に報告を求めるものとする。

（雑則）

第 9 条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成 16 年 4 月 15 日から施行する。